

[事案 2021-138] 新契約無効請求

・令和4年3月17日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年12月に契約した変額個人年金保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険料は配偶者が支払ったにもかかわらず、自分が契約者になっている。
- (2) 自分に対して契約内容の説明がなされていない。
- (3) 他の保険会社の生命保険商品だと思い本契約に加入した。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人に対して契約内容を説明しており、申立人は本契約が当社の生命保険商品であることおよび商品内容を理解して申込みをしているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、加入時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。